

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 2 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月23日

【会社名】 楽天グループ株式会社

【英訳名】 Rakuten Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第23回無担保社債（3年債）	15,000百万円
第24回無担保社債（5年債）	15,000百万円
計	30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年12月20日
効力発生日	2024年12月30日
有効期限	2026年12月29日
発行登録番号	6 - 関東 2
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 300,000百万円
 （300,000百万円）
 （注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
 （下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に
 基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	楽天グループ株式会社第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.336%
利払日	毎年1月29日及び7月29日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、2026年1月29日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各29日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2028年7月28日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年7月28日（以下償還期日という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年7月23日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年7月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 当社が、前号により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を2025年7月23日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときには、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）5に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

5 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

6 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）9を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

7 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法に定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）5に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

8 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

10 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,000	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	100	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	100	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	100	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	100	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	100	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	楽天グループ株式会社第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年3.260%
利払日	毎年1月29日及び7月29日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、2026年1月29日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各29日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2030年7月29日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2030年7月29日（以下償還期日という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年7月23日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年7月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 当社が、前号により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を2025年7月23日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときには、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）5に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

5 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

6 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）9を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

7 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法に定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）5に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

8 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

10 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	9,500	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	200	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	200	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	200	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
30,000	145	29,855

(注) 上記金額は第23回無担保社債及び第24回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,855百万円は、サステナビリティファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクト（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義する。）である5G関連投資として、全額を2026年3月末までに当社連結子会社である楽天モバイル株式会社への投融資資金に充当する予定です。

なお、楽天モバイル株式会社では当該資金を5G関連投資における設備投資資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、以下の通り、サステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下本フレームワークという。）を策定しました。本フレームワークにおいて当社は、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2023」（注2）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注3）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023」（注4）、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2023」（注5）、「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」（注6）、「グリーンローンガイドライン（2022年版）」（注7）及び「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」（注8）との適合性に対するセカンドオピニオンを、株式会社格付投資情報センターより取得しています。本フレームワークに基づき、当社はサステナビリティファイナンス等（後記「サステナビリティファイナンス・フレームワークについて」に定義する。）を実行します。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されたグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下グリーンボンド原則といたします。

（注2）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2023」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されたソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下ソーシャルボンド原則といたします。

（注3）「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」とは、ICMAにより策定されたサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下サステナビリティボンド・ガイドラインといたします。

（注4）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023」とは、ローンマーケットアソシエーション（LMA）、アジア太平洋地域ローンマーケットアソシエーション（APLMA）及びローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）（以下LMA等という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下グリーンローン原則といたします。

（注5）「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2023」とは、LMA等により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下ソーシャルローン原則といたします。

（注6）「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいい、以下グリーンボンドガイドラインといたします。

（注7）「グリーンローンガイドライン（2022年版）」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいい、以下グリーンローンガイドラインといたします。

（注8）「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいい、以下ソーシャルボンドガイドラインといたします。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

本フレームワークは、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、グリーンローン原則、ソーシャルローン原則、グリーンボンドガイドライン、グリーンローンガイドライン及びソーシャルボンドガイドラインに基づいて策定され、以下の4つの要素について定めています。

1. 調達資金の用途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

本フレームワークは、以下の3種類の資金調達（これ等を個別に又は総称してサステナビリティファイナンス等という。）を対象とします。

種別	内容
グリーンファイナンス	グリーン適格プロジェクトのみを資金用途とするファイナンス
ソーシャルファイナンス	ソーシャル適格プロジェクトのみを資金用途とするファイナンス
サステナビリティファイナンス	グリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトの双方を資金用途とするファイナンス

1. 調達資金の用途

サステナビリティファイナンス等で調達された資金は、新規投資又はリファイナンスに充当を予定しており、以下に定める適格プロジェクトに充当する予定です。

<適格プロジェクト>

適格プロジェクト	
<p>5 G関連投資（5 Gに係る設備投資・研究開発）</p> <p>総務省は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2022年3月策定、2023年4月改訂）において、全国の5 G人口カバー率を2025年度末97%とすること等の整備目標を掲げています（注9）。当社グループでは、5 Gエリア構築により、社会課題の解決に貢献します。</p> <p>また5 G及びポスト5 G社会の進展にともない、超高速・超低遅延・多数同時接続といった5 Gの特徴を活用したサービスの需要増加が予測されており、当社グループは、各種サービスでの高度なネットワーク品質要求に対し、高い信頼性や経済性を持つ通信装置の開発等、社会課題の解決に資する研究開発を推進しています。</p> <p>5 Gの特徴の一つである高速・大容量化により、データ通信時のエネルギー効率は向上する一方、エネルギー消費の増加が見込まれます。これに対し、楽天モバイル株式会社では、従来の通信技術と比較してエネルギー効率を大幅に改善するRIC（注10）など次世代の高度化技術を見据えた柔軟な仮想化システム構築やAIを活用した最適なネットワーク制御技術等を通じ、省エネルギー化を図るとともに、当社グループとして再生可能エネルギーの導入を推進します。</p>	
ICMA適格事業カテゴリー（対象となる人々）	
<p>Social</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手ごろな価格の基本的インフラ設備 （日本全国の方々） ・ 必要不可欠なサービスへのアクセス （教育サービスへのアクセスに制限がある地域の子供・学生） （医療サービスへのアクセスに制限がある地域の高齢者・患者） ・ 社会経済的向上とエンパワーメント （地理的な場所に制限されない働き方を必要としているの方々） （人手不足の業界で働くの方々） 	<p>Green</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー ・ エネルギー効率

（注9）本フレームワーク策定後、総務省はデジタルインフラ整備計画2030を策定しており、全国の5 G人口カバー率を2030年度末99%とすること等の整備目標を掲げています。

（注10）RICとは、RAN Intelligent Controllerの略称をいいます。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

サステナビリティファイナンス等による調達資金が充当されるプロジェクトは、上記に定める適格プロジェクトの要件への適合状況に基づき、社内関係部門の支援を受けながら、当社財務部が特定し、財務担当役員が総合的に分析・検討した上で最終決定します。

プロジェクトの選定にあたっては、環境、社会リスク低減のため、以下の項目について対応していることを確認し

ています。

- ・ 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ 事業実施にあたり必要に応じた地域住民への情報提供及び住民や関連自治体の意見聴取

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンス等による調達資金は、適格プロジェクトが実行されるグループ会社の財務担当部門において、その充当及び管理を行います。実施された適格プロジェクトへの充当状況を年度毎に内部管理資料を用いて、追跡管理し、当社財務部と連携します。

調達資金は、サステナビリティファイナンス等実行後、早期に適格プロジェクトへの充当を完了する予定です。未充当資金については、現金又は現金同等物にて運用し、早期に適格プロジェクトに充当します。

4. レポーティング

調達資金の充当状況、環境改善効果及び社会的便益として当社が定めた内容について、合理的に実行可能な限りにおいて、当社ウェブサイトにて開示します。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

(1) 資金充当レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまで、年次で以下の内容を開示予定です。

適格プロジェクトカテゴリ毎の充当額及び未充当額。未充当額がある場合は、充当予定時期
新規ファイナンスとリファイナンスの割合

(2) インパクト・レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまで、年次で以下の内容を開示予定です。

適格プロジェクト	レポーティング項目
5 G 関連投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 G 構築エリア ・ 5 G 屋外基地局数 ・ 当社 5 G ネットワークを利用する、日本における社会的課題解決に向けた取組状況（注11） ・ 温室効果ガス排出量

（注11）サステナビリティファイナンス等の償還又は完済までに少なくとも一度開示します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 2025年3月28日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年7月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年7月23日）までの間において生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日（2025年7月23日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

楽天グループ株式会社 本店
（東京都世田谷区玉川一丁目14番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。